

○東京藝術大学取手校地美術学部共通工房内規

〔平成2年11月8日〕
制 定

改正 平成17年2月28日 平成21年6月11日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学取手校地美術学部共通工房（以下「共通工房」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共通工房は、上野校地で開設困難な新分野の研究・教育及び大型の作品を制作するための各科共通の施設とする。

(業務)

第3条 共通工房は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 設備の利用に関すること。
- (2) 機械工作実習に関すること。
- (3) 安全管理に関すること。
- (4) その他共通工房に関すること。

(職員)

第4条 共通工房に、共通工房長、その他必要な職員を置く。

(共通工房長の選考)

第5条 共通工房長は、美術学部の教授会構成員のうちから、教授会の審議を経て、学部長が命ずる。

(共通工房長選考の時期)

第6条 共通工房長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 共通工房長の任期が満了するとき。
- (2) 共通工房長が辞任を申し出たとき。
- (3) 共通工房長が欠員となったとき。

(共通工房長の職務)

第7条 共通工房長は、共通工房の業務を総括する。

(共通工房長の任期)

第8条 共通工房長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第9条 共通工房の円滑な運営を図るため、本学取手校地美術学部共通工房運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、共通工房の運営に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成2年11月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年 2 月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年 6 月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年 7 月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年 4 月 1 日から施行する。